

# 「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」実施要領

令和7年中、自動車乗車中の交通事故死者は16人（全死者の29.1%）で、このうち、シートベルト非着用者は5人で、5人全員がシートベルトを着用していれば命を落とさなかった可能性があるとして分析されています。

警察庁及び日本自動車連盟（JAF）による調査では、令和7年の県内の一般道でのシートベルト着用率は、運転者が99.3%、助手席同乗者が97.8%に対し、後部座席同乗者は62.9%でした。交通事故による被害を軽減させるためには、全ての座席でのシートベルトの着用と正しいチャイルドシートの使用が必要です。

岐阜県では、6月を「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」とし、交通安全教育と啓発活動を推進することにより、交通事故が起きた場合の被害の防止と軽減を図ることとしています。

## 1 実施期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

## 2 重点

全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

## 3 重点に関する推進事項

### (1) 交通安全教育の推進

- ・ 日本自動車連盟（JAF）協力のもとシートベルト着用効果体験を実施し、シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用に関する交通安全教育を実施する。
- ・ 各種会合などにおいて、シートベルト・チャイルドシートの非着用による車外放出等の危険性を訴えて、着用の効果と必要性の理解と正しい使用方法等に関する交通安全教育を実施する。
- ・ 職場では、朝礼等の機会を通じ、シートベルトの着用効果を周知するとともに、従業員等の着用率100%を目指す。

### (2) 広報啓発活動の推進

- ・ あらゆる広報媒体を活用し、全ての座席のシートベルトの着用について啓発する。
- ・ 運転者に対し、助手席だけでなく、後部座席の同乗者にもシートベルトを正しく着用させるよう広報啓発活動を推進する。
- ・ 高速乗合バス・貸切バス等の事業者が主体となり、全ての座席でのシートベルトの着用が徹底されるよう広報啓発を強化する。

## 参考 道路交通法第71条の3

第1項 自動車（大型自動二輪車および普通自動二輪車を除く。）の運転者は、座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。

第2項 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転席以外に乗車させて自動車を運転してはならない。

第3項 運転者は、幼児用保護装置を使用しない幼児（6歳未満）を乗車させて自動車を運転してはならない。